

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○職員の特殊勤務手当に関する条例 附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第5条の規定にかかわらず、保健衛生行政を主管する課に勤務する職員（区長が指定する職員に限る。）が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）から区民等の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る業務であって、規則で定めるものに従事した場合は、当分の間、防疫等業務手当を支給する。この場合における手当の額は、従事した日1日につき3,000円を超えない範囲内において規則で定める。</u></p> <p>4 <u>前項の規定により防疫等業務手当を支給する場合における第8条の適用については、同条中「第3条から前条まで」とあるのは、「第3条から前条まで及び附則第3項」とする。</u></p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和2年1月27日以後の勤務に係る防疫等業務手当の支給について適用する。</u></p>	<p>○職員の特殊勤務手当に関する条例 附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p>